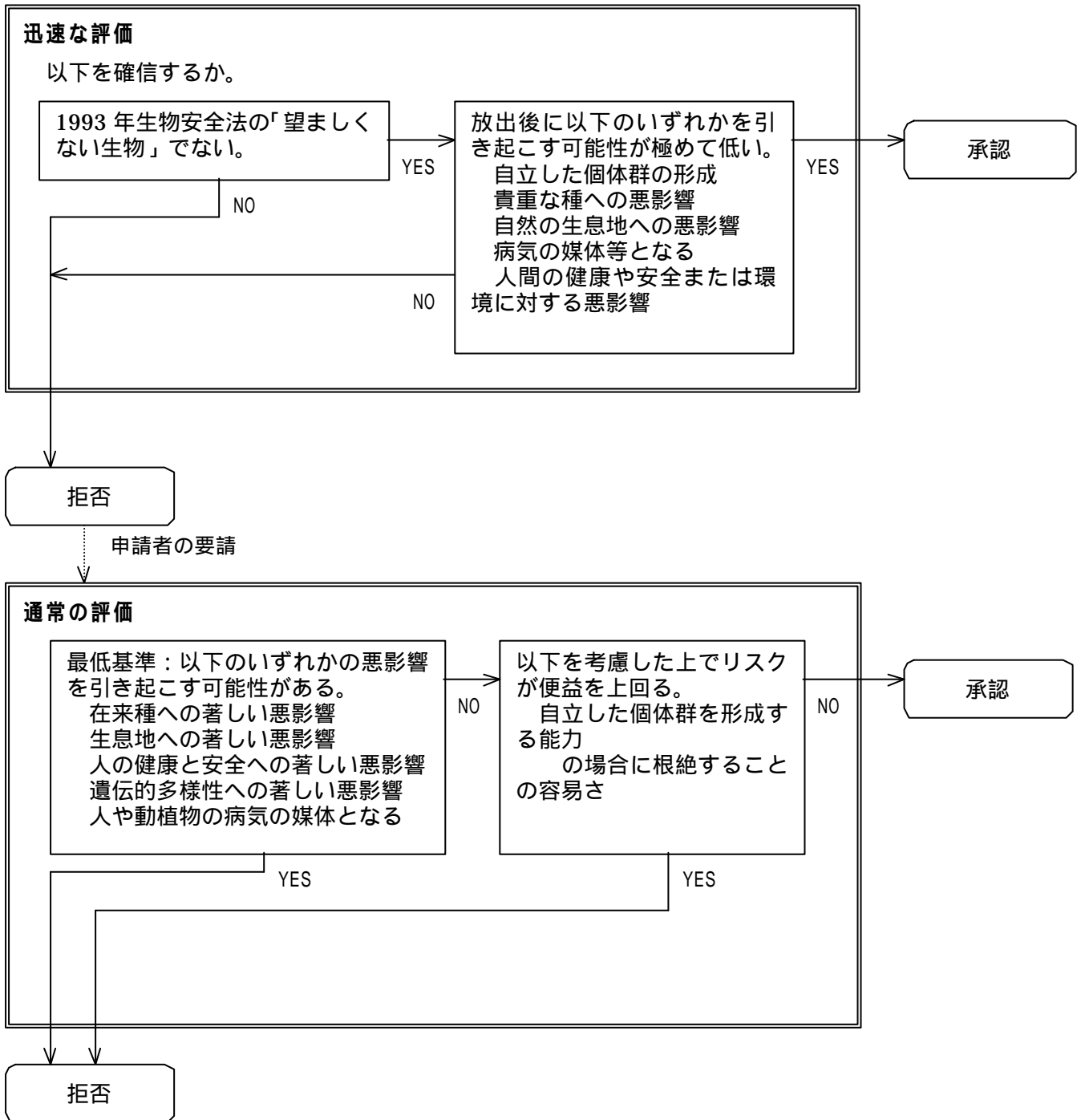


別紙 移入種影響評価のフロー

- ニュージーランド 1996 年危険物質及び新生物法による (注1)(注2)



(注1) 同法には、放出目的の輸入、密閉状態からの放出の場合(法34条~38条)、密閉状態での輸入、開発、実地試験の場合(法39条~45条)、緊急事態における放出目的の輸入、密閉状態からの放出の場合(法46条~49条)の3つの影響評価手続が用意されている。ここでは、このうちのの影響評価の基準等を示す。

(注2) フローは法35条~38条の条文に一定の加工(要約など)をして作成したもの。